

学生の皆さん

公立大学法人 埼玉県立大学 学長 萱場 一則

新型コロナウイルス感染症対策について

すでに2020年1月30日付で通知しているところですが、その後の状況変化を踏まえ、取り扱いを以下のとおり時点修正します。

1 普段の対策

○ 自分が感染しない、また、他人を感染させないため、以下の対策に努めてください。

- (1) 個人での対策： ①手洗い、 ②マスク着用、③うがい
- (2) 免疫力アップ： ①保温・保湿、②栄養、 ③休息・睡眠
- (3) 環境の整備： ①消毒、 ②換気、 ③流水洗浄

「(1) 個人での対策」で一番重要なのは、「①手洗い」です。

また、「(3) 環境の整備」のうち「②換気」は意識的に行うようにしましょう。

「①消毒」や「③流水洗浄」は、施設管理者が必要に応じて対応します。

○ 学生の諸活動について（2月28日付メール）のとおり、参加者が多く見込まれるイベントや行事への参加、サークル活動等は、当面の間、中止または延期としてください。

2 風邪のような症状がある場合

○ 大学には絶対に来ないでください。

○ 授業を欠席する場合、大学の学生担当に連絡してください。（電話番号：048-973-4116）

○ 実習先など、外部の協力団体には、絶対に行かないでください。

臨地実習時の連絡方法等については、別途お知らせします。

○ 国の方針に則り、医療機関を受診してください。

○ 政府方針に鑑み、公欠の取り扱いは以下のとおりとします。

・**風邪のような症状が発症した日を含め、当面の間、5日間は医療機関での判定如何にかかわらず公欠とします。（従前は2日間）これは、今回に事態に対応するための特別な措置です。**

・回復後、大学の学生担当に「公欠届」を提出してください。

その際、医療機関が発行した「診断書」もしくは「診療明細書」を添付してください。

（領収書のみでは受け付けない）

・結果として、新型コロナウイルス感染症ではなく、インフルエンザや感染性胃腸炎などの学校感染症（学生便覧参照）と診断された場合は、法定の期間が公欠となりますが、その場合は、必ず医療機関発行の「診断書」を提出してください。

3 新型コロナウイルス感染症が強く疑われる場合、あるいは陽性となった場合

- 大学には絶対に来ないでください。
- 大学の危機管理担当窓口へ報告してください。(電話番号：090-7184-4244)
- 保健所等の指示に従ってください。
- 保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断されたときから、検査に必要な期間及び健康状態の観察期間は、公欠とします。
 - ・回復後、大学の学生担当に「公欠届」を提出してください。その際、医療機関が発行した「診断書」もしくは「診療明細書」を添付してください。(領収書のみでは受け付けない)
- 学修の遅れに関しては、補講、追試など、最大限配慮します。

4 同居の家族など、濃厚接触者が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合

- 大学には絶対に来ないでください。
- 大学の危機管理担当窓口へ報告してください。(電話番号：090-7184-4244)
授業の欠席に関しては、危機管理担当窓口が大学内で情報共有します。
- 保健所等の指示に従ってください。
- 保健所、医療機関等から新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断されたときから、検査に必要な期間及び健康状態の観察期間は、公欠とします。
 - ・回復後、大学の学生担当に「公欠届」を提出してください。
その際、医療機関が発行した「診断書」もしくは「診療明細書」を添付してください。
(領収書のみでは受け付けない)
- 学修の遅れに関しては、補講、追試など、最大限配慮します。

【参考】

※風邪のような症状

発熱、ひどい咳、呼吸苦、下痢、腹痛、ひどい倦怠感

※医療機関受診に係る国の方針

- ① 次の症状がある方は、以下の相談窓口にご相談してください。
 - ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)
 - ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合
- ② 相談後、医療機関にかかる時のお願い
 - ・相談窓口で勧められた医療機関を受診してください。
複数の医療機関を受診することはお控えください。
 - ・医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖等を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

○埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター (TEL: 0570-783-770 (24時間受付))

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/shingatacoronavirus2.html>

※埼玉県外にお住まいの方は、各都県ホームページで該当の相談窓口を確認してください。